



- みんなで取り組む安全安心まちづくり -

セーフコミュニティ通信

No.71

R3.6

災害から身を守る準備はできていますか？



避難情報のポイント ～避難勧告は廃止！/避難指示で必ず避難！

久留米市 災害対策 動画



動画でも解説してらっば！

命が危険な状況
警戒レベル5の発令を
待ってはいけません！

危険な場所から全員
避難しましょう

避難に時間のかかる人（高齢者
や障害のある人など）は、
危険な場所から避難しましょう

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	 災害発生又は切迫 緊急安全確保 <small>きんきゅうあんぜんかくほ</small>	災害発生情報 <small>(発生を確認したときに発令)</small> ・避難指示(緊急) ・避難勧告
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~		
4	 災害のおそれ高い <b>避難指示</b> <small>ひなんしじ</small>	避難準備・ 高齢者等避難開始
3	 災害のおそれあり <b>高齢者等避難</b> <small>こうれいしゃとうひなん</small>	大雨・洪水・高潮注意報 <small>(気象庁)</small>
2	 気象状況悪化 大雨・洪水・高潮注意報 <small>(気象庁)</small>	大雨・洪水・高潮注意報 <small>(気象庁)</small>
1	 今後気象状況悪化のおそれ 早期注意情報 <small>(気象庁)</small>	早期注意情報 <small>(気象庁)</small>

避難時に手助けが必要な方はいませんか？

“もしも”のために、「まずは登録」

ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ  
「避難行動要支援者名簿」

登録できるのは、在宅生活をおくっていて、災害時に  
自力又は家族の協力による避難が困難な方のうち、  
以下①～⑤のいずれかにあてはまる方です。

- ①要介護3、4、5 ②身体障害者手帳1、2級
- ③療育手帳A ④精神障害者福祉手帳1級
- ⑤災害時の避難行動に支援が必要な方で、避難支援  
等関係者への平常時からの情報提供に同意する者

災害時の避難に  
支援が必要な方は  
ご登録ください



避難に  
支援が必要な方

名簿を作成

久留米市

登録内容を  
共有

(登録・問合せ)  
健康福祉部 地域福祉課  
電話 0942-30-9174  
FAX 0942-30-9752

日頃の声かけ  
避難情報の伝達 など

自治会  
民生委員  
消防団  
社会福祉協議会 ほか

※名簿の登録が、確実な支援や安全を  
保証するものではありません

ハザードマップで、自宅や  
勤務先などが安全な場所か  
確認しておきましょう



久留米市ホームページ  
(ハザードマップ)

避難のポイント

セーフコミュニティ通信  
No.59(R2.6月号)参照

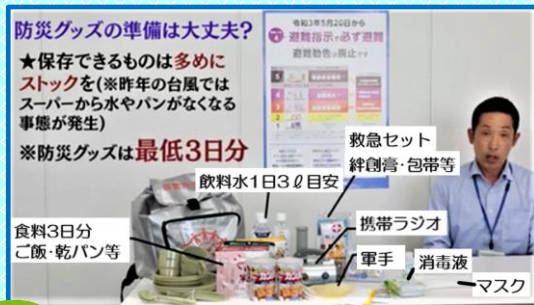
自宅での安全が確保  
できる場合 → **在宅避難**  
自宅の2階なども

安全な地域に親戚や  
友人などがいる場合 → **分散避難**

3密を  
回避

安全が確保できない場合は**避難所**へ

防災グッズを確認しましょう！



ポイント 新型コロナウイルス感染症対策の  
ため、**マスク・消毒液**を防災グッズ  
に入れておきましょう。

発行元

久留米市セーフコミュニティ推進協議会  
(事務局：久留米市協働推進部 安全安心推進課)

〒830-8520 久留米市城南町 15-3  
TEL：0942-30-9094 FAX：0942-30-9706  
E-mail：anzen@city.kurume.fukuoka.jp

久留米市セーフコミュニティでは、重点取組として「地域防災力の向上」に取り組んでいます。